

概説と分析

先に述べたように本書で紹介する差別事件は氷山の一角であり、ここから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、この範囲内での特徴を考察していく。

①全国大量連続差別投書・ハガキ等事件

『全国のあいつぐ差別事件 二〇〇四年度版』（以下、昨年度版）で紹介した「全国大量連続差別投書・ハガキ等事件」で、二〇〇四年一〇月一九日に東京都在住の三四歳の男性Aが「脅迫罪」の容疑で逮捕された。同年一二月から公判が開かれ、二〇〇五年七月一日、東京地方裁判所はAに対し、脅迫罪、名誉毀損罪、私印偽造及び不正使用等の罪で懲役二年の実刑判決を言い渡した。判決はこの差別事件を重大な犯罪として認定、厳しい処罰を決定したといえる。

この東京地裁の判決に対して解放同盟中央本部と同東京都連は同じ七月一日に見解を発表し、東京地裁の判決を評価するとともに、判決にいたるまでの差別犯罪は許さないという運動と世論の成果の一方、一年半の長きにわたって差別脅迫にさらされた被害者の人権救済に対する法務省ならびに東京法務局の無策・無力さを指摘している。